地球人になろう

2004環境特集②

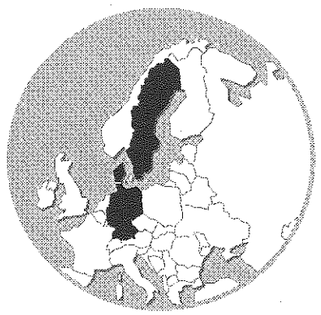

ドイツ
デンマーク
スウェーデン

欧州ルポ

－ごみ処理－

減量へさまざまな工夫

自宅マンションのごみステーションで分別方法の説明をするハールさん（左）＝ドイツ・ウィスバーデン

■包装容器処理は業者負担

ドイツは包装容器に関して、1991年に包装廃棄物令が制定され、生産者責任による分別収集・リサイクルの仕組みができた。製造業者らが集まって設立したＤＳＤ社がその運営を担い、処理費用を負担している。日本では、自治体が分別収集した後のリサイクルに対して、生産者責任の仕組みを設けている。

ドイツの消費者は、グリーンマーク付きの包装容器ごみなら材質にかかわらず一緒に専用の袋に入れて出すだけだ。その後、同社の委託業者（自治体の場合もある）が収集や分別を行い、最終的にリサイクルされる。

製造者は、包装容器の軽量化や環境負荷が小さい材質への転換を進めれば、費用負担が減る仕組みのため、生産段階で、ごみの発生抑制の効果が出ている。

■家庭ごみは有料

ドイツでもごみ処理事業は日本と同じく、分別・収集方法や料金が自治体によって異なる。視察では、実際にドイツの家庭ごみ事情を探ろうと、ウィスバーデンにある通訳兼ガイドのボルフディーター・ハールさん(58)の家を訪れた。

ハールさんは築100年のマンション３階に１人で住んでいる。地下に住人共同のごみコンテナが置かれ、プラスチック・缶類、紙、生ごみ、その他の一般ごみに分別している。生ごみは週１回の収集。

ごみ排出は有料で、各家庭が自治体からごみコンテナを有料で借りるのが一般的。コンテナの大きさで料金が変わり、ごみ減量に努力すれば負担は少なくなる。ハールさんの場合、住人共同でコンテナを利用しているため、１カ月の料金は１人当たり日本円で約5000円。

フランクフルトでは、４コンテナシステムを採用し、各家庭には包装材料、古紙類、有機系、最終廃棄物の４つのコンテナが並んでいる。ガラス類は専用コンテナを公共の集積所に設置している。

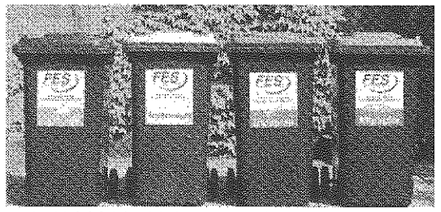

包装材料など４つのごみコンテナが並ぶドイツ・フランクフルト

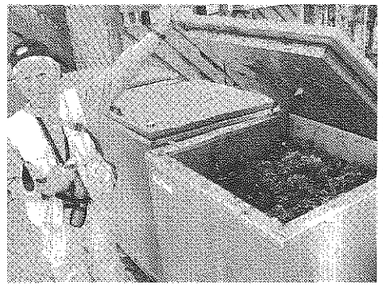

草の根運動によるコペンハーゲンの分別ステーション

■デンマークは草の根運動

デンマークは、法律で12種類のごみ分別が規定されている。収集後、発泡スチロールなどのプラスチック類も含む可燃ごみをすべて焼却処分。同国では地域暖房が普及しており、その必要な熱の40％をごみ焼却熱でまかなっているという事情がある。

平均所得の約50％もの税金を払う「高負担・高福祉」制度の中で、ごみ処理費も税金に含まれているので、処理段階での直接的な消費者負担はない。ごみは製造段階で環境税を課して、発生抑制を図っている。

一方、家庭からの排出は、分別せずに一緒に収集するなど自治体によって対応が異なる。コペンハーゲンは移民も多く、分別収集は遅れていたが、市内のごみ収集５地区のうちの１つ、ノアボウ地区（住民３万人）では、住民の草の根運動によるごみ分別、減量の取り組みも始まっている。

同地区の住民400人で組織する委員会が環境・エネルギー事務所を設置。３年前から分別ステーション普及のため、地区住民への説明を開始。169カ所に分別ボックスを設置し、職員を雇って管理、ごみ排出量が半減した地域もある。

県環境アドバイザー
欧州視察に参加して

新井　靖衛さん（65）
＝高崎市井野町

ドイツでは、ごみの回収容器を整備して、リサイクルできるもの、できないもの、生ごみなど細かく分別していて感心した。デポジット制度で飲料容器も缶からガラス瓶へシフトしていた。特にポイ捨て激減の効果が大きい。

どうなってる？ぐんま

紙とプラスチックを分別する館林市のモデル地区

容器包装類は、一般廃棄物の容量で約6割、重量で3割を占める。その減量を目指し、わが国では容器包装リサイクル法（容リ法）に基づく分別収集・リサイクルが1997年4月からスタート。県内でごみ処理事情は改善しているのか。

☆　☆

同法は「消費者が分別排出」「市町村が分別収集」「事業者がリサイクル」する役割分担を規定。分別はガラス、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶などの7品目でスタートし、2000年4月から「段ボール」「その他プラスチック」「その他紙」が加わり、対象は全10品目となっている。

各市町村は分別収集計画を策定して推進しているが、「その他プラスチック」「その他紙」の分別収集は遅れている。

環境保全に積極的な館林市は、この2品目の全市分別収集に向け、昨年1月から5つのモデル地区で紙類とプラスチック類の分別収集を実施。1年間の実践から、①可燃ごみ収集量に占める割合は重量ベースで約5％②地区間で収集量の格差が大きい③法律対象以外のものや汚れ、異物混入がある－などの課題が浮かび上がった。

住民からも、分別が指定マークの付いた容器だけを対象としており、「分別基準が複雑で分かりにくい」「汚れを落とすのがわずらわしい」などの意見が出ているという。

市はわずか5％の資源ごみのために、専用収集車を巡回させ、検査、圧縮こん包までしなくてはならない。「現状はリサイクルをすればするほど、市の負担が増えてリサイクル負担になる制度。もっとメーカー責任で処理する見直しが必要」と同法の問題点を指摘する。

同市はこの結果を受け、市民の合意が得られるような分別収集制度について研究している。

県によると、県内の一般廃棄物の最終処分量は2001年度約11万6000トンで、資源化量が増えた影響もあり、減少傾向にある。一方、排出量は97年度の約75万トンに対し、2001年度は約81万トンと増加。現状はリサイクルは進んでも、排出抑制にはつながっていないようだ。

紙・プラ分別

館林市が5地区で実践

「分かりにくい」と市民